

マスコット「ぼっくりん」使用取扱規程

（趣旨）

第1条 この規程は、マスコット「ぼっくりん」（以下「マスコット」という）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（使用承認申請）

第2条 マスコットを使用するものは、あらかじめマスコット使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、高砂ブランド協会に提出し、その承認を受けなければならない。

（使用承認）

第3条 高砂ブランド協会は、前条の申請があった場合、マスコットの使用の承認判断をすることができる。なお、下記に該当する場合は使用の許可をしない。

- 一 高砂の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- 二 マスコットの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
- 三 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- 四 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- 五 その他、高砂ブランド協会がマスコットの使用について不適當であると認めるとき。

2 前項の承認は、マスコット使用承認書（様式第2号）をもって行う。

（使用上の遵守事項）

第4条 マスコットを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 承認された用途のみに使用すること。
- 二 定められた色、形等を正しく使用し、規格外の展開など、応用使用はしないこと。ただし、高砂ブランド協会が認めた場合はこの限りでない。
- 三 当該使用に係る物件の完成見本の提出を求められた場合は、速やかに提出すること。ただし、完成見本の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。
- 四 その他、高砂ブランド協会が特に付した条件に従って使用すること。

（承認内容の変更）

第5条 マスコットの使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、マスコット使用変更申請書（様式第3号）を高砂ブランド協会に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 前項の承認は、マスコット使用（変更）承認書（様式第2号）をもって行う。
- 3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

（使用承認の取消）

第6条 マスコットの使用承認を受けた者が、第4条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、その承認を取り消す。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、高砂ブランド協会はその責めを負わない。

（補則）

第7条 この規程に定めるものの他、マスコットの取扱いに係る必要な事項は、高砂ブランド協会が別に定める。

附則

この規程は、平成22年12月1日より施行する。

様式第1号（第2条関係）

マスコット「ぼっくりん」使用承認申請書

平成 年 月 日

高砂ブランド協会 様

申請者 住所（所在地）

氏名（団体名）

印

下記のとおり、マスコット「ぼっくりん」を使用したいので申請します。

記

- 1 使用対象物件
- 2 使用目的及び使用方法
- 4 連絡先（担当者、電話番号）
- 5 添付書類（必要に応じて添付してください）
企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等）
- 6 イラストデータ送信先メールアドレス

様式第2号（第3条、第5条関係）

マスコット「ぼっくりん」使用承認書

平成23年3月8日

様

高砂ブランド協会

柿木貴智 印

平成23年3月7日付けで申請のありましたマスコットの使用については、
下記のとおり承認します。

記

1 承認内容

- (1) マスコット使用（変更）申請書の申請内容どおりに使用すること。
- (2) マスコット「ぼっくりん」使用取扱規程を遵守すること。

2 承認番号

— 号

様式第3号（第5条関係）

マスコット使用変更承認申請書

平成 年 月 日

高砂ブランド協会 様

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

印

承認番号 号の内容について、下記のとおり変更したいので、申請します。

記

（変更内容）